

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(九五九、九六一・商工業振興課)	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(九六二・都市計画課)	2
道路区域の変更(九六三、九六五・道路環境課)	2
道路区域の変更及び供用開始(九六六・道路環境課)	4
道路の供用開始(九六七・道路環境課)	4
入会林野整備計画の認可(九六八・北秋田地域振興局農林部)	4
公告	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)	4
県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)	5
県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)	5
土地改良区の役員退任の届出(雄勝地域振興局農林部)	5
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	6

## 告示

秋田県告示第九百五十九号  
 大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新横手ショッピングセンター  
横手市婦気大堤字中田三十五番地外  
横手市長の意見  
意見なし
- 二 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
横手市役所 商業観光課  
縦覧期間  
平成十五年十一月二十八日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第九百六十号  
 大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ウエルマートショッピングセンター  
本荘市出戸町字岩瀬下十八番地  
本荘市長の意見  
意見なし
- 二 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
本荘市役所 商工観光課  
縦覧期間  
平成十五年十一月二十八日から平成十六年一月五日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百五十九号  
 大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県告示第九百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ナイス八橋店

秋田市八橋田五郎一丁目百九十七 一ほか

- 二 秋田市長の意見

- (一) 騒音について

当該地区は住宅密集地であることから、住民との対話や生活環境に配慮することとはもちろんのこと、引き続き、荷さばきの夜間作業の禁止や二十一時以降未使用範囲の時間厳守や徹底等を図ること。

- (二) 光害について

営業時間延長となることにより、店舗の照明や駐車場内自動車の灯火等により、周辺住民の睡眠等に影響を与える場合が考えられるので、照明等による光害対策について周辺住民意見を尊重し、十分に配慮すること。

- (三) 廃棄物について

事業所において生じる廃棄物については、発生を抑制し、発生した廃棄物についても分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業又は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者へ委託し、適正に処理すること。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- 一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	百八号	先	由利郡烏海町下笹子字下瀬目五一番六地先から字一ノ坪二一番三地	一三・〇〇〇、五六・〇〇	〇・三〇〇	

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- 秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十五年十一月二十八日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第九百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画道路(一・四・二号秋田中央道路)の変更

- 二 都市計画を変更した土地の区域

秋田市旭北錦町、旭北寺町、大町二丁目及び三丁目、中通一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び七丁目、千秋明德町、千秋久保田町、手形字西谷地及び字中谷地、東通仲町、東通一丁目

- 三 都市計画の変更年月日

平成十五年十一月二十八日

秋田県告示第九百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一般国道

新	百八号	"	一三・〇〇〇〇三・一・〇〇〇	〇・三〇〇
---	-----	---	----------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年十一月二十八日から同年十二月十一日まで  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年十一月二十八日

秋田県告示第九百六十四号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
能代五城目線	能代五城目線	能代市扇田字東扇田三五九番地先から字瀬野尻二六番二まで	A	能代市扇田字東扇田三五九番地先から字瀬野尻二六番二まで	一三・五〇〇二五・二〇〇	〇・五二〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年十一月二十八日から同年十二月十一日まで  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年十一月二十八日

秋田県告示第九百六十五号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
本荘岩城線	本荘岩城線	由利郡岩城町富田字板敷一〇六番一地先から一九番一地先	"	"	一五・〇〇〇二七・〇〇〇	〇・〇七九

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年十一月二十八日から同年十二月十一日まで

秋田県告示第九百六十六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路 線 名				
新	旧	院内孫七山線	由利郡西目町出戸字孫七山三番九四地先内	"	九・五〇〇～二七・五〇〇	〇・〇二八
	新	院内孫七山線				

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十五年十一月二十八日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年十一月二十八日から同年十二月十一日まで

秋田県告示第九百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十一月二十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県道	長岡冬師城内線	由利郡仁賀保町畑字打合野七八番三から字畑野一番二四四まで

二 供用開始の期日 平成十五年十二月一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年十一月二十八日から同年十二月十一日まで

秋田県告示第九百六十八号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百十六号)第十一条第一項の規定により、鷹巣町坊山入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 整備計画の名称 鷹巣町坊山入会林野整備計画
- 二 認可の年月日 平成十五年十一月二十一日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十五年十一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

秋田県南パソコソ支援市民ネット

三 代表者の氏名

沼倉 充

四 主たる事務所の所在地

雄勝郡雄勝町小野字油屋敷十五番地雄勝町公民館小野分館内

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県南部において、パソコンなど情報技術に関する支援事業を行い、情報技術の恩恵を享受できる地域環境を創出し、その活性化に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

特定非営利活動の種類追加、役員任期の伸長規定の追加、総会及び理事会の権能の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大曲市内小友字宮林三十能味一ほか十七人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（山城水系3地区水田農業経営確立排水対策特別事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年十二月一日から翌年一月五日まで

三 縦覧場所 大曲市役所

平成十五年十一月十九日県営土地改良事業（大杉地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名  
羽後町貝沢字貝沢三十三番地

佐藤重美

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

事務用椅子（一般職員用） 九十脚

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(二) 納入期限

平成十六年一月九日（金）

(三) 納入場所

秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十一月二十八日（金）から十二月八日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十二月十六日（火）午後一時三十分

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室

六 その他

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十一月二十八日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
事務用椅子(課長用) 八十脚
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年一月九日(金)
- (四) 納入場所  
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十一月二十八日(金)から十二月八日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年十二月十六日(火)午後一時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十八日  
秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 二百台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年二月十三日(金)
- (四) 納入場所  
国際教養大学(雄和町)
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
電子計算組織 二式 平成十五年十二月ころ
- (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十五年六月十三日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 当該資格に係る申請  
1) 資格のないもので入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年十二月十九日(金)までに提出すること。  
2) 資格のないもので入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年十二月十九日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年一月九日(金) 午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 200 Personal Computers
- 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 9 January, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄